

## ウ 実態把握

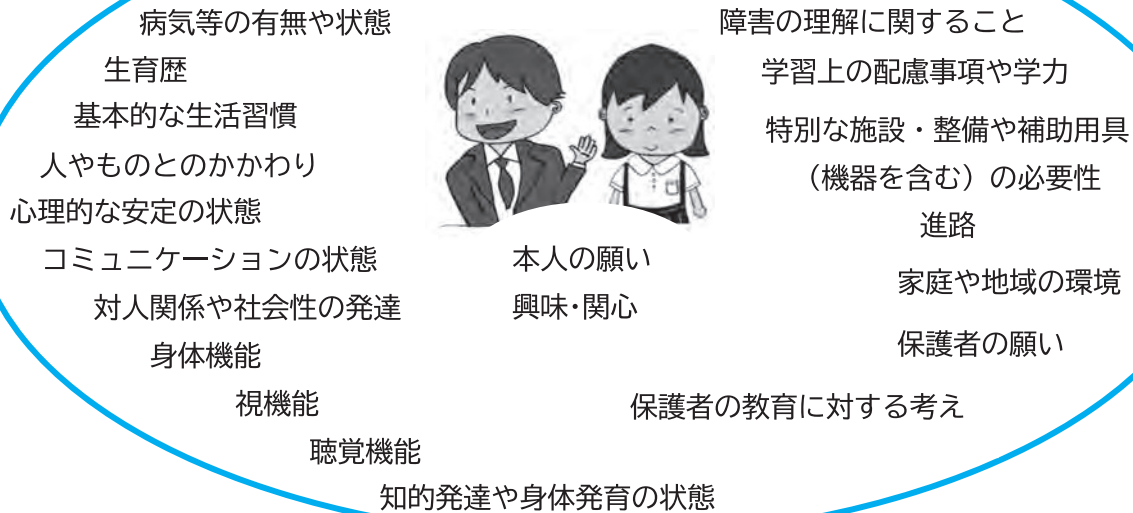
教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階並びに学校や地域の実態を的確に把握することが大切です。実態把握とは、「様々な角度から子供に関する情報を収集し、その結果を総合的に整理・解釈していく過程」（国立特別支援教育総合研究所、2009）であり、児童生徒の主たる問題は何であるか、児童生徒や保護者はどのようなニーズをもっているのかを知り、そして問題の背景にはどのような要因が考えられるかを多角的に探ることが大切です。

実態把握においては、児童生徒問題として表面に表れているものだけでなく、背景となる要因を探ることが最も重要です。



教育支援委員会など関係機関からの引継ぎや、前年度からの引継ぎ等を活用しましょう。

### 実態把握で収集する情報



「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参考

実態把握の際の留意点は以下のようなものが示されています。

- 困難なことのみを観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握する。
- 把握の方法として観察法、面接法、検査法等の直接的な把握方法があり、それぞれの特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いる。
- 保護者から話を聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接する。また、情報を不必要に繰り返し尋ねることなどがないよう、十分留意する。
- 教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報や、児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集することも重要である。
- その時点で把握できた実態や収集できた情報に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、実態把握を更に深化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応が大切である。
- 個人情報の保護の観点から、その情報の適切な管理について十分留意する。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」

「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）参照